

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(勤務時間等) 第 8 条 (略) (略) <u>11 職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇としてボランティア休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第 2 の 7 の項の規定を準用する。</u></p> <p><u>12 職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇 又は無給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第 2 の 9 の項の規定を、介護休暇については同表の 11 の項の規定を準用する。</u></p> <p><u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(勤務時間等) 第 10 条 (略) (略) (新規)</p> <p><u>11 職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇又は無給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、子の看護休暇については就業規則別表第 2 の 9 の項の規定を、介護休暇については同表の 11 の項の規定を準用する。</u></p> <p><u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u></p>	<p>・ボランティア休暇の新設に伴う改正</p> <p>・子の看護休暇及び介護休暇を全て有給休暇とする改正</p>